

社会福祉法人みどりの風 役員報酬等支給規定

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人みどりの風（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、理事長及び法人を主な勤務先とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、法人が役員等に対し、役員等としての業務の対価として支払うものである。

(常勤役員の報酬)

第3条 法人は、常勤役員の業務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬額は、評議員会で定める総額の範囲内で、別表1に定める上限額（月額）の範囲内において支給する。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、支給日、支給方法等の詳細については法人給与規定に準ずるものとする。
- 4 常勤役員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 常勤役員には、法人給与規定に定める通勤手当を支給することができる。
- 6 常勤役員の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第4条 非常勤役員及び評議員が次の業務にあたった場合には、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- (1) 理事及び監事が、理事会に出席した場合
 - (2) 評議員が、評議員会に出席した場合
 - (3) 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合
 - (4) 理事及び監事並びに評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合
- 2 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、別表4により計算される額とする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
 - 4 報酬等は、その全額をその役員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込により支払う。

(支給方法)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(補足)

第7条 本規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任について開催される評議員選任解任委員会の外部委員の交通費等は、この細則により行う。

別表1（月額）

	報酬額（月額上限）
常勤役員報酬	300,000円

別表2（日額）

	報酬額（日額）	費用弁償費（日額）
会議出席報酬等	12,000円	2,000円

別表3

報酬額	旅費	宿泊費	その他
10,000円	実費	実費	実費

別表4

電車、バス等の交通機関利用の場合	実費
車輛を利用する場合	1kmあたり15円を乗じた額 高速道路利用は実費を加える